【沖縄セルラー電話株式会社】

UQ mobile通信サービスⅡ契約約款

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th></tr>
<tr><td>
（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）
第45条　ＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次表に定める起算開始日から起算終了日の期間について、料金表第１表第１（基本使用料）及び第２（オプション機能使用料）に規定する料金（以下この条において「基本使用料等」といいます。）の支払いを要します。
　ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。
（１）（２）以外の場合
<table>
<tr><td>起算開始日</td><td>課金開始日又はオプション機能の提供を開始した日</td></tr>
<tr><td>起算終了日</td><td>契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日（その開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）</td></tr>
</table>
（２）　ＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除（番号移行に係るものを除きます。）があった場合
<table>
<tr><td>起算開始日</td><td>課金開始日又はオプション機能の提供を開始した日</td></tr>
<tr><td>起算終了日</td><td>契約の解除を含む料金月の末日</td></tr>
</table>
</td><td>
（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）
第45条　ＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、次表に定める起算開始日から起算終了日の期間について、料金表第１表第１（基本使用料）及び第２（オプション機能使用料）に規定する料金（以下この条において「基本使用料等」といいます。）の支払いを要します。
　ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。
（１）（２）以外の場合
<table>
<tr><td>起算開始日</td><td>課金開始日又はオプション機能の提供を開始した日</td></tr>
<tr><td>起算終了日</td><td>契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日（その開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）</td></tr>
</table>
（２）　ＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の解除（番号移行に係るものを除きます。）があった場合
ア　基本使用料
<table>
<tr><td>起算開始日</td><td>課金開始日</td></tr>
<tr><td>起算終了日</td><td>契約の解除があった日を含む料金月の末日</td></tr>
</table>
イ　オプション機能使用料
<table>
<tr><td>起算開始日</td><td>オプション機能の提供を開始した日</td></tr>
<tr><td>起算終了日</td><td>オプション機能の廃止があった日の前日（その開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附則　(21-OCT 営-005 号)
（実施時期）
１　この約款は、令和３年９月２日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、ａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月のＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の基本使用料については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第１項第２号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第１項第１号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のａｕ契約又はｐｏｖｏ1.0 契約に係る通信サービスの料金（それぞれ当社のａｕ約款又はｐｏｖｏ1.0 約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱いを行います。
３～６　(略)
７　この約款実施の日以降、ａｕ契約からの番号移行によるＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあった場合、その番号移行のあった日を含む料金月（以下この項及び次項において「番号移行月」といいます。）のａｕ契約の基本使用料等（基本使用料及びオプション機能使用料（当社のａｕ約款に定める５Ｇ　ＮＥＴ機能、５Ｇ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能又はＥＺｗｅｂ機能に係るものに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）をいいます。以下この項及び次項において同じとします。）は、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて、ａｕ約款に定める料金額を日割りした額とします。この場合において、計算結果に１円未満の端数が生じた場合の取扱いは、ａｕ約款に定めるところによります。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、ａｕ契約に係る契約者回線又はオプション機能の提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行のあった日の前日（ａｕ契約に係る契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。）

附則　(21-OCT 営-005 号)
１～６（略）
７　この約款実施の日以降、ａｕ契約からの番号移行によるＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあった場合、その番号移行のあった日を含む料金月（以下この項及び次項において「番号移行月」といいます。）のａｕ契約の基本使用料等（基本使用料及びオプション機能使用料（当社のａｕ約款に定める５Ｇ　ＮＥＴ機能、５Ｇ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能又はＥＺｗｅｂ機能に係るものに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）などの月額で定める料金（当社所定のものに限ります。）をいいます。以下この項及び次項において同じとします。）は、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて、ａｕ約款に定める料金額を日割りした額とします。この場合において、計算結果に１円未満の端数が生じた場合の取扱いは、ａｕ約款に定めるところによります。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、ａｕ契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行のあった日の前日（ａｕ契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。）

８　この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、前項に定める番号移行月のａｕ契約の基本使用料等については、前項の起算開始日から番号移行月の末日までの期間に係る基本使用料等を請求し、その料金額と前項の規定に基づき日割した基本使用料等の額の差額を、番号移行月の翌料金月以降のＵＱｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金から減算する取扱いを行います。 ９　この約款実施の日以降、番号移行又は契約移行によるＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあった場合、ＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約者は、その番号移行に係るａｕ契約又は契約移行に係るＵＱｍＩ契約の契約解除料（それぞれ当社のａｕ約款又はＵＱｍＩ約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)の支払いを要しません。	８、９（略）
附則　(21-OCT 営-007 号) （実施時期） １　この改正規定は、令和３年９月 29 日午前９時から実施します。 （基本使用料の支払いに関する経過措置） ２　この改定規定実施の日から当社が別に定める日までの間、ｐｏｖｏ2.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月のＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の基本使用料については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第１項第２号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第１項第１号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のｐｏｖｏ2.0 契約に係る通信サービスの料金（当社のｐｏｖｏ2.0 約款に定めるものをいいます。)から減算する取扱いを行います。 （料金等の支払いに関する経過措置） ３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） ４　令和３年９月２日から実施の附則第２項中、「ｐｏｖｏ契約」を「ｐｏｖｏ1.0 契約」に、「ｐｏｖｏ約款」を「ｐｏｖｏ1.0 約款」に、それぞれ改めます。	附則　(21-OCT 営-007 号) １（略） （基本使用料の支払いに関する経過措置） ２　この改定規定実施の日から当社が別に定める日までの間、ｐｏｖｏ2.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月のＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の基本使用料については、第 45 条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第１項第２号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第１項第１号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。 ３、４（略）

附則（21-OCT 営-10号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和３年10月20日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　令和３年９月２日から実施の附則第７項を、次のように改めます。

この約款実施の日以降、ａｕ契約からの番号移行によるＵＱｍｏｂｉｌｅⅡ契約の申込みがあった場合、その番号移行のあった日を含む料金月（以下この項及び次項において「番号移行月」といいます。）のａｕ契約の基本使用料等（基本使用料及びオプション機能使用料（当社のａｕ約款に定める５ＧＮＥＴ機能、５Ｇ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能又はＥＺｗｅｂ機能に係るものに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）などの月額で定める料金（当社所定のものに限ります。）をいいます。以下この項及び次項において同じとします。）は、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて、ａｕ約款に定める料金額を日割りした額とします。この場合において、計算結果に１円未満の端数が生じた場合の取扱いは、ａｕ約款に定めるところによります。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、ａｕ契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行のあった日の前日（ａｕ契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。）

４　令和３年９月29日から実施の附則第２項中「番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のｐｏｖｏ2.0契約に係る通信サービスの料金（当社のｐｏｖｏ2.0約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱い」を「当社所定の方法により減算等する取扱い」に改めます。